

一般社団法人ヒューマンバリュー総合研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヒューマンバリュー総合研究所と称する。

(目的)

第2条 当法人は、慈悲の心と敬意を以て広く人々と接し、また自分自身を見つめ、智慧をはぐくむこと（以下「ヒューマンバリュー」という）を通じ、平和な社会の実現を図るとともに心身の健全な発展に寄与し、もって人々の健康と幸福のために貢献することを目的として、次の事業を行う。

1. ヒューマンバリューに関する研究会の開催
2. ヒューマンバリューに関する研究紙等の発行
3. ヒューマンバリューに関する研究活動の推進
4. 国内外の関連研究団体との協力と連携
5. 国際的な研究協力の推進
6. 人々の精神身体の健康と幸福に貢献する社会活動、教育活動
7. 仏教の研究および教育活動
8. その他目的達成のための必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関構成)

第5条 当法人には社員総会及び理事を置く。

- ② 当法人においては、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に「法」という。）に定める社員とする。

第2章 会員

(会員)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
2. 賛助会員：当法人の事業を賛助するために代表理事の過半数の推薦を受けて入会した個人又は団体
3. 研究会員：教育関連事業に従事する資格を有する個人又は団体
4. 医療会員：医療及び介護関連事業に従事する資格を有する個人又は団体
5. 学生会員：25歳以下の学生
6. 名誉会員：本法人において特に功績のあった者として代表理事の過半数の推薦を受けて入会した個人又は団体
7. 創立会員：創立時から半年以内に代表理事の過半数の推薦を受けて入会した個人又は団体

(入会)

第7条 入会しようとする者は、当法人の定める入会申込書により申し込むものとする。

- ② 入会は、当法人の定める入会及び退会規定の基準により、正会員については社員総会の決議、その他の会員については、理事の過半数の決議においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- ③ 理事が承諾の通知をしたときは、遅滞なく会員名簿に氏名・住所等入会及び退会規定に定める事項を記載しなければならない。
- ④ 会員たる地位の取得は、会員名簿に記載されたときとする。ただし、理事が承諾の通知を発してから1か月が経過したときは、会員名簿に記載されていなくとも、その地位を取得したものとみなす。

(経費の支払義務)

第8条 社員は、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号の1つに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 自己の意思で退会したとき
2. 成年被後見人、被保佐人の審判を受けたとき、又は破産手続開始の決定を受けたとき
3. 社員全員の同意があるとき
4. 死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき
5. 除名されたとき
6. 当法人に対し不法行為を行ったとき
7. 公序良俗に反する行為を行ったとき
8. 1年以上の会費等を滞納したとき

- ② 社員は、前項各号の1つに該当するときは、その資格を喪失する。ただし、除名の決議は、法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(自己の意思による退会)

第11条 会員が退会しようとするときには、理由を付して当法人が定める様式の退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の1つに該当するときは、社員総会はその決議により当該会員を除名することができる。

この場合は、当該会員に対して、当該決議を行う社員総会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、その社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

1. 当法人の定款又は規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に違反する行為があったとき
3. 当法人の会員としての義務に違反し、かつその程度が著しいとき
4. 前3号のほか正当な事由があるとき

- ② 前項の除名決議があったときは、本人に通知するものとする。

(資格喪失と権利義務)

第13条 会員が資格を喪失した場合、当該会員は当法人に対する権利を失い義務を免れる。ただし、すでに発生した義務についてはこの限りでない。

- ② 前項の場合、理由のいかんを問わず、当法人はすでに当該会員から受領した入会金、会費その他の拠出金を返還しないものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続きの省略)

第15条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定められた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第17条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第21条 当法人の理事の員数は、2名以上とする。

(理事の資格)

第22条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第23条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(代表理事)

第24条 当法人は、理事の互選によって代表理事を選定するものとする。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第28条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第29条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第30条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

平成30年10月1日

当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人ヒューマンバリュー総合研究所

代表理事 丸山智恵子